

横浜市一般廃棄物処理基本計画

～ ヨコハマ^{スリム}3R夢プラン ～

第2期推進計画

平成26年4月

横浜市

目 次

【横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢プラン）の概要】	-----	1
【第2期推進計画】	-----	4
<第2期推進計画 総論>	-----	4
1 第2期推進計画の位置付け	-----	5
2 第1期推進計画の振り返り（現状と課題）	-----	6
(1) ごみ量とごみ組成	-----	6
(2) 家庭系ごみ・事業系ごみ対策	-----	10
(3) 処理体制	-----	11
(4) 東日本大震災を受けた適正処理の推進	-----	13
(5) ごみ処理における環境負荷の低減	-----	14
(6) 市の財政状況とごみ処理経費	-----	15
(7) その他	-----	15
3 近年の社会や国の動向	-----	16
(1) 社会の動向	-----	16
(2) 国の動向	-----	17
<ごみ処理 第2期推進計画>	-----	18
1 第2期推進計画の考え方	-----	19
2 計画目標等	-----	20
(1) 計画期間	-----	20
(2) 計画目標	-----	20
3 第2期推進計画で取り組む具体的施策	-----	22
(1) 環境学習・普及啓発	-----	23
(2) リデュース（発生抑制）の推進	-----	26
(3) 家庭系ごみ対策	-----	27
(4) 事業系ごみ対策	-----	32
(5) ごみの処理・処分	-----	34
(6) きれいなまちづくり	-----	37
<し尿等処理 第2期推進計画>	-----	38
1 第2期推進計画の考え方	-----	39
2 計画目標等	-----	39
3 第2期推進計画で取り組む具体的施策	-----	40

スリム
「3R夢」にこめられた思い

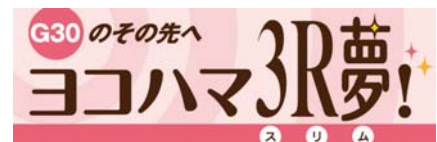
3Rによって更なるごみ減量と脱温暖化に取り組み、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことができるまち・横浜の実現を目指します。

★3Rとは、ごみを減らすための環境行動を表すキーワード

リデュース（Reduce）：ごみそのものを減らす

リユース（Reuse）：何回も繰り返し使う

リサイクル（Recycle）：分別して再び資源として利用する



【横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢プラン）の概要】

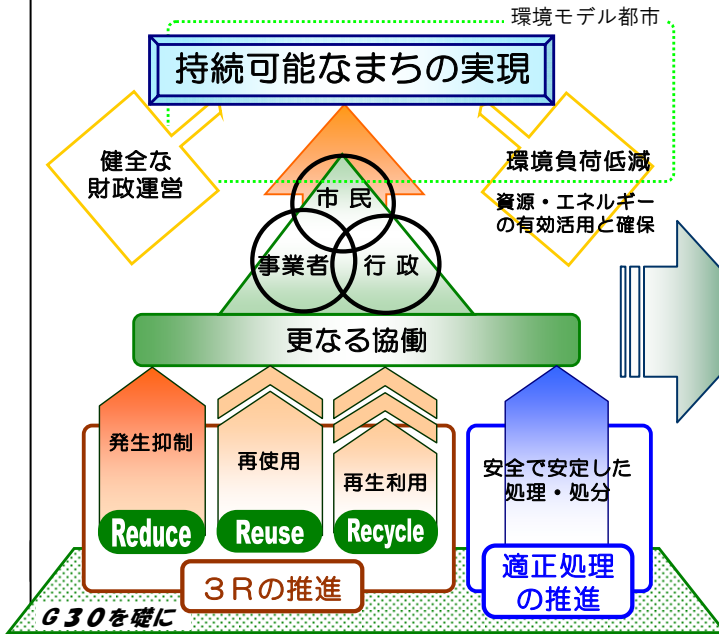
基本理念

市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3Rを推進するとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指します。

横浜の未来

（廃棄物行政における将来ビジョン）

- 誰もが3R行動を実践する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルが定着している。
- より環境負荷の少ないごみ処理システムが構築されている。
- 清潔できれいなまちが実現している。
- 全ての市民がごみのことで困らない住みよいまちが実現している。



計画期間

平成 22（2010）年度～平成 37（2025）年度

計画目標

ごみ減量から始めよう脱温暖化

CO₂削減

ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスを平成 37（2025）年度までに平成 21（2009）年度比で 50%以上（約 14 万トン-CO₂）削減します。

▲50%以上

もっとチャレンジ・ザ・3R

リデュース

リユース
リサイクル

人口増加が見込まれる中、リデュースの推進により、総排出量（ごみと資源の総量）を平成 37（2025）年度までに平成 21（2009）年度比で 10%以上（約 13 万トン）削減します。

▲10%以上

ごみ処理の安心と安全・安定を追求

適正処理

収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求します。

ごみ減量=身近なエコ活



脱温暖化の推進

“最も身近なエコ活動”のごみ減量により、脱温暖化社会を推進します。

横浜らしく、かつこよく「もったいない」を
楽しもう!

- マイカップ
- マイボトル
- マイ箸
- 量り売り
- マイバッグ
- ばら売り
- リユース食器
- 食べきり
- 簡易包装
- 詰替商品

大量生産・大量消費・大量廃棄社会からの転換を目指し、ごみのリデュース（発生抑制）を推進します。

基本理念を支える5つの基本方向

三者が取り組む
3R行動

安全で安定した
処理・処分

よりよい生活環
境の確保

市民の視点に立
ったサービスの
向上

コスト意識と適
正負担

市民・事業者・行政の役割

<市民>

□環境にやさしいライフスタイルの実践

市民

事業者

<事業者>

□環境にやさしい製品等の生産・販売
□より環境負荷の低いサービスの提供

更なる協働と
役割の深化

行政

<行政>

□市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心と具体的な行動の呼び起こし
□ごみ処理の全ての段階において、適正処理の確保はもとより、環境負荷の低減とコスト削減を推進

基本計画で取り組む具体的施策

(1) 環境学習・普及啓発

市民に確実に情報をお届けできるよう、事務所・工場の啓発機能を充実・強化し、地域への情報発信・環境学習を積極的に行うとともに、自主的・自発的な取組の定着を目指し、地域と連携しながら、3Rをはじめとする環境行動を促進します。

(2) リデュース（発生抑制）の推進

市民・事業者とともに、ごみとなるものを作らない・受け取らないといった、ごみそのものを生み出さないリデュースの取組を推進することとし、具体的な取組への発展を目指して、横浜ならではのリデュースモデルを構築します。

(3) 家庭系ごみ対策

少子高齢社会の進展など社会構造の変化や多様化する市民ニーズを考慮し、日々の暮らしに密接に関係するごみ出しや集積場所の課題への対応を、できることからスピード感を持って実施します。

また、分別の更なる徹底を図るとともに、コストとのバランスを考えながら、生ごみなどの新たなリサイクルを検討し、ごみ処理における環境負荷の低減に努めます。

(4) 事業系ごみ対策

自らの排出するごみの減量・リサイクルはもとより、より環境負荷の低い製品等の生産・販売及びサービスの提供と、それらの情報発信を積極的に行っていただけるよう、様々な方法により、事業者への働きかけを進めます。

(5) ごみの処理・処分

3Rを推進してもなお残るごみを、安全かつ安定的に処理するため、環境負荷の低減とコスト削減を図りつつ、焼却工場、最終処分場などの整備・改修等を進めます。

(6) きれいなまちづくり

市民が自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、地域と一体となって、ポイ捨てや不法投棄防止の取組、集積場所の改善など、きれいなまちづくりを推進します。

【第2期推進計画】
<第2期推進計画 総論>

1 第2期推進計画の位置付け

第2期推進計画は、平成37（2025）年度までを見通した長期的な計画である「横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢プラン）」（平成23年1月策定）を進めるため、平成26年度～平成29年度に取り組む施策を示した計画です。

基本計画に盛り込まれているごみ処理施策の基本理念や計画目標、基本方向等を踏まえ、具体的施策を確実に推進していくことを目的としており、これまでの現状と課題等を振り返るとともに、平成26年度～平成29年度に取り組む施策・事業等を具体的に示しています。

本推進計画に基づき、市民・事業者・行政の協働を一層深めながら、3Rの推進に向けた具体的施策に取り組みます。

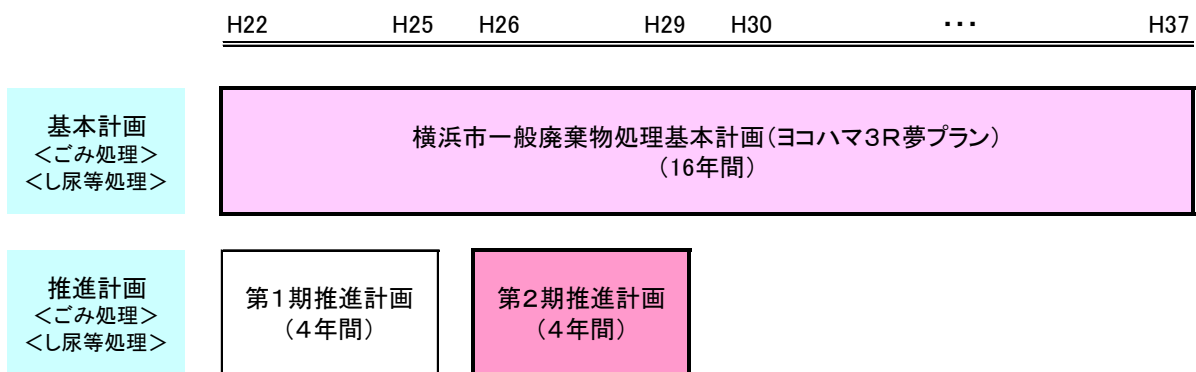


図1-1 第2期推進計画の位置付け

2 第1期推進計画の振り返り（現状と課題）

(1) ごみ量とごみ組成

ア ごみと資源の総量

「ごみと資源の総量」については、平成25年度までに21年度に比べ3%以上削減することを目標としています。

各年度の実績については、図1-2に示すとおり、「ごみ量」については、22年度以降概ね減少傾向にあります。その理由として、分別の徹底が維持されており、「横浜G30プラン」の削減効果が継続していると考えられます。「資源化量」については、毎年増加し続けています。その理由として、「家庭系資源化量」は、インターネットの普及等によりペーパーレス化が進み、古紙が大幅に減少するなど減少傾向にある一方で、「事業系資源化量」は、市内の民間施設が増え、木くず等のリサイクルが進んだことにより大幅に増加しており、この「事業系資源化量」の増加が「ごみと資源の総量」の削減に影響を及ぼしています。

また、人口は毎年増加し、24年度は21年度と比べ0.7%増加しており、この人口増加も「ごみと資源の総量」の削減に影響を及ぼしていると考えられる一方で、「市民一人一日当たりの家庭系ごみと資源の総量（原単位）」は、図1-3（8ページ参照）に示すとおり、着実に減少しています。

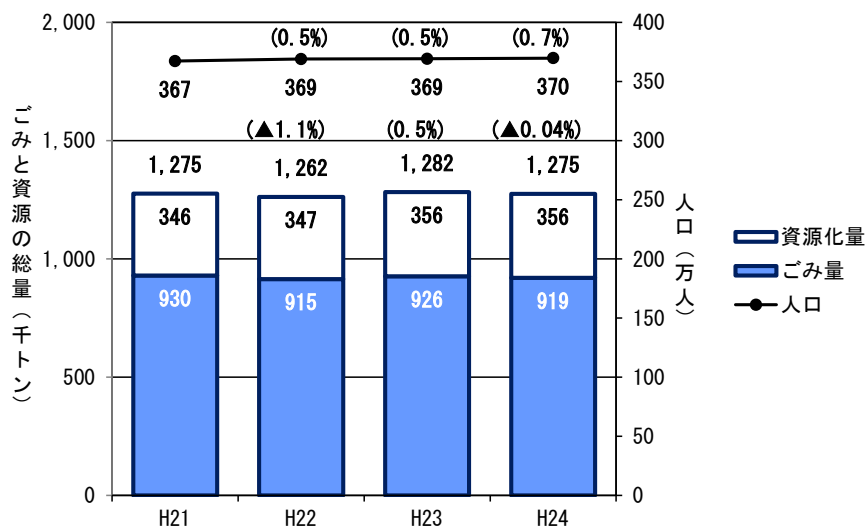


図1-2 ごみと資源の総量及び人口の推移

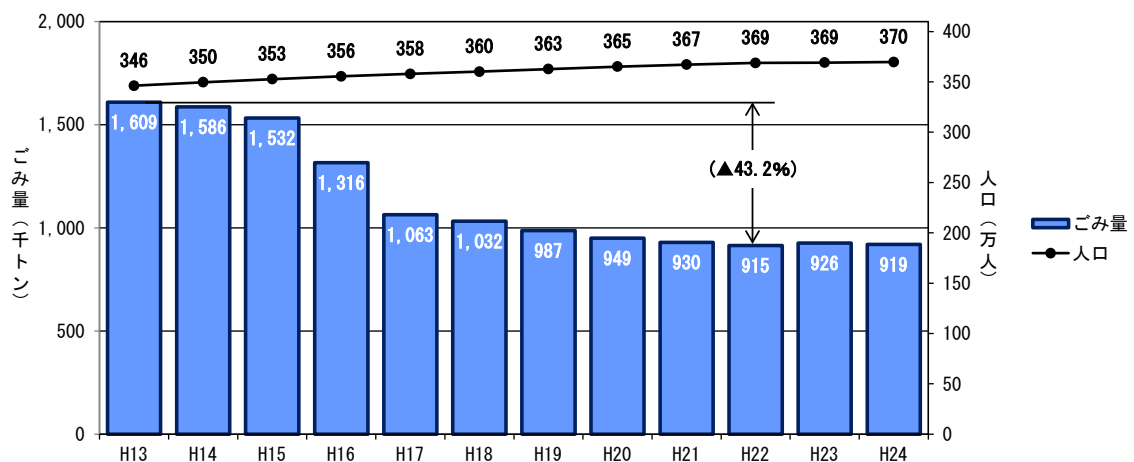
※図中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。



＜横浜市のごみ量の推移＞

平成15年1月に「横浜G30プラン」を策定して以降、市民・事業者・行政の協働のもと、家庭系ごみについては、17年4月に分別収集品目の拡大を全市で実施するとともに啓発を推進し、事業系ごみについては産業廃棄物である木くずの焼却工場への搬入停止と工場での搬入物検査の強化による適正搬入を推進するなど、ごみの分別・リサイクルに取り組んだ結果、「横浜G30プラン」の最終年度である22年度の市全体のごみ量は91.5万トンとなり、13年度の160.9万トンに比べ43.2%の大幅な削減となっています。

また、23年1月に「ヨコハマ3R夢プラン」を策定してからも、リバウンドすることなく「横浜G30プラン」で削減した「ごみ量」を概ね維持しています。



イ 家庭系ごみと資源の総量

図1-3（8ページ参照）に示すとおり、「家庭系ごみと資源の総量」は平成21年度に比べ、22年度は1.2%減少、23年度は0.3%減少、24年度は1.6%減少となっており、22年度と24年度は「ごみ量」、「資源化量」ともに、23年度は「資源化量」が減少しています。

「市民一人一日当たりの家庭系ごみと資源の総量（原単位）」については、21年度に比べ、22年度は1.7%減少、23年度は1.1%減少、24年度は2.3%減少となっており、「家庭系ごみと資源の総量」の減少率を上回っています。これは人口が増加しているにも関わらず、市民一人ひとりが3R行動を実践した成果であると考えられます。

ごみ量が減少したのは、分別の徹底を呼びかけたことや未分別ごみの取り残し、地域と連携した生ごみの水切りなどによって、市民に取組を進めていただいたことが主な要因として考えられます。

資源化量が減少したのは、マイバッグやマイボトルなどの取組が浸透してきたことや分別の徹底を図ることで市民がごみに関心を持ち、リデュース行動が進んだものと考えられます。

また、資源化量の中では「古紙」が最も減少しており、これは情報を入手する手段が新聞や折込チラシ等の紙媒体から、インターネットの普及等によるパソコンや携帯電話等の電子媒体への移行に伴うペーパーレス化の傾向なども影響していると考えられます。

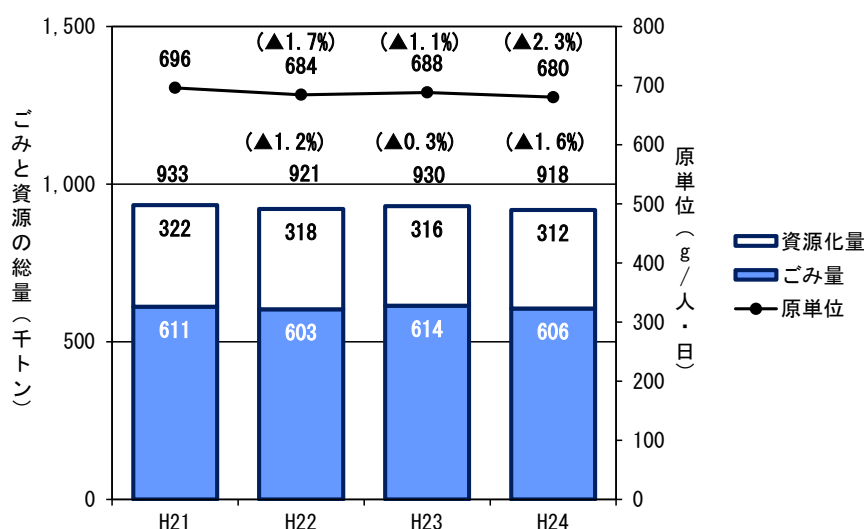


図1-3 家庭系ごみと資源の総量及び原単位の推移

ウ 家庭系ごみの組成

図1-4に示すとおり、平成24年度の調査では、燃やすごみの中には資源化可能な古紙やプラスチック製容器包装などがいまだに多く含まれており、古紙は全体の10%、量にして約6万トン、プラスチック製容器包装は全体の5%、量にして約3万トン含まれています。

また、燃やすごみに含まれる生ごみの割合が35%といまだに高く、量にして約20万トンあり、その内手つかず食品（何も手をつけられずに捨てられた食品）が約2万トンも含まれています。さらに、生ごみの約80%は水分であることから、生ごみを削減するため、水切りによる減量など様々な取組を行ってきました。

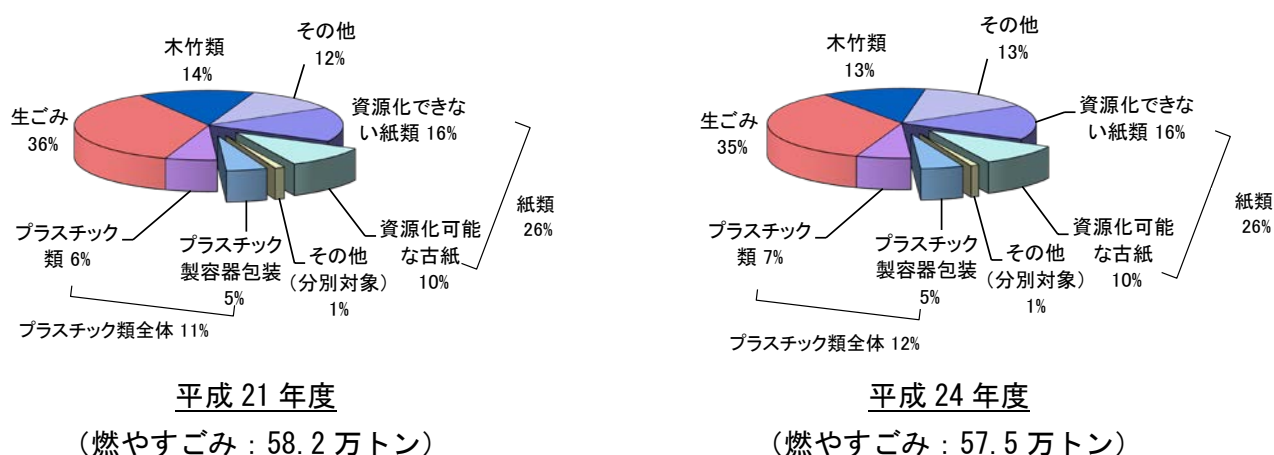


図1-4 家庭系燃やすごみの組成調査結果

エ 事業系ごみと資源の総量

図1-5に示すとおり、「事業系ごみと資源の総量」は平成21年度に比べ、22年度は0.7%減少、23年度は2.6%増加、24年度は4.2%増加となっており、各年度においては「ごみ量」は減少しているものの、「資源化量」は増加しています。

「ごみ量」が減少したのは、焼却工場での搬入物検査を強化するとともに、事業者に対し分別の徹底や3R行動を働きかけたことなどにより、廃プラスチック類等の産業廃棄物の適正処理や古紙等の資源物のリサイクルを推進したことが主な要因と考えられます。

「資源化量」が増加したのは、せん定枝等をリサイクルする市内の民間施設が増えたことや「横浜みどりアップ計画」の推進等により樹木のせん定枝の量が増えたこと、また、生ごみをリサイクルする民間施設の処理能力が増えたこと等により、資源化が進んだことが主な要因と考えています。

この「資源化量」の増加は、「ごみと資源の総量」の削減目標に影響を及ぼしているという一面がありますが、焼却ではなくリサイクルが進んでいることは、3Rの推進に寄与していると考えています。

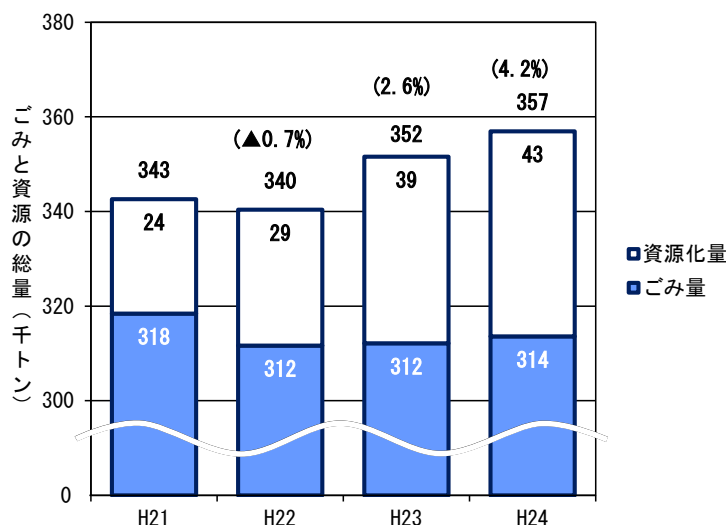


図1-5 事業系ごみと資源の総量

※図中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

オ 事業系ごみの組成

図1-6に示すとおり、平成24年度の調査では、資源化可能な古紙が20%、量にして約6万トン含まれるほか、産業廃棄物であるプラスチック類が14%、量にして約4万トン、生ごみが40%、量にして約12万トン含まれています。

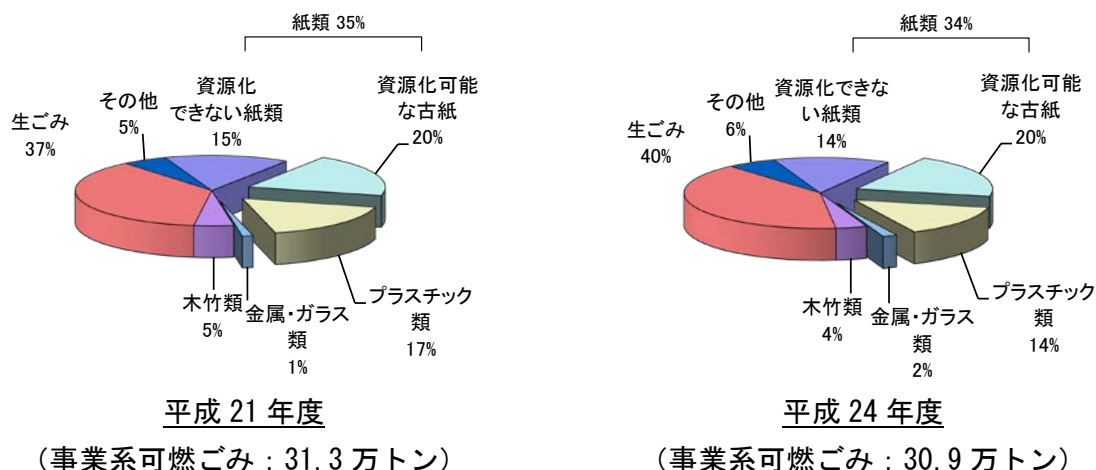


図1-6 事業系可燃ごみの組成調査結果

<市民・事業者の皆さまへの分かりやすい情報提供に向けて>

「ヨコハマ3R夢プラン」では、3Rの中でも環境に最もやさしいリデュースを推進する観点から、「ごみと資源の総量」の削減を目標の一つとしていますが、家庭系と事業系それぞれのごみ量・資源化量の動きが見えにくく、市民・事業者の皆さまから取り組んだ成果が分かりにくいとの声があります。

市民・事業者の皆さまによる3R行動を更に進めていただくためには、3R行動を始めとする環境行動の大切さについて、市民・事業者の皆さまが自らの課題として受け止め、取組の目的、必要性などに共感し、具体的な実践行動に結びつけていただくことが重要です。また、この積み重ねが「誰もがあたりまえのこととして、3R行動を実践する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルの定着」につながります。

これらの取組の必要性やきっかけとなる情報を分かりやすくお伝えするとともに、市民・事業者の皆さまがこれまで取り組んできたことが、どのような成果に結びついているのかを実感していただけるように、分かりやすく情報提供していくことが必要です。

(2) 家庭系ごみ・事業系ごみ対策

「ヨコハマ3R夢プラン」は「横浜G30プラン」の次のステージとして、G30を礎に、分別・リサイクルはもちろんのこと、環境に最もやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進め、ごみと資源の総量を削減することを新たな目標とし、平成23年1月に策定しました。

23年度は「スタートダッシュの年」として、市民・事業者プランの趣旨や内容をまず知っていただくことに取り組みました。また、24年度は「3R夢アクションの年」として、3R行動を実践していただけるよう働きかけを行い、25年度は「3R夢ステップアップの年」として、具体的な取組事例等を用いた分かりやすい啓発などを行い、3R行動の更なる浸透に取り組んできました。

「ヨコハマ3R夢プラン」を策定してから約3年が経過し、様々な啓発の取組を行った結果、徐々に市民・事業者に3R行動が浸透してきました。しかし、燃やすごみの中には、いまだに資源化可能な古紙やプラスチック類が含まれており、分別の更なる徹底が必要です。また、3R行動をはじめとする環境行動が当たり前のこととして実践されるライフスタイル・ビジネススタイルに転換を図っていくことが必要であることから、第2期推進計画を進めるにあたっては、分かりやすく情報提供を行うとともに、粘り強く継続的に取組を行うことが求められています。

表1-1 「横浜G30プラン」・「ヨコハマ3R夢プラン」の主な取組

G30プラン	平成15年1月	横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）策定
	平成15年12月	資源化可能な古紙や産業廃棄物である木くず等の焼却工場への搬入を停止
	平成16年4月	持ち去り禁止条項の追加
	平成17年4月	分別収集品目拡大の全市実施（5分別7品目⇒10分別15品目）
	平成20年2月	燃やすごみの収集回数を週3回から原則週2回へ変更
	平成20年5月	分別ルールを守らない者に対する罰則（過料）制度の適用開始
	平成22年10月	ヨコハマR（リデュース）ひろばを設置
3R夢プラン	平成23年1月	横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢プラン）策定
	平成24年6月	関内地区を中心に「食べきり協力店」モデル事業を開始
	平成25年4月	全市で缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装の収集を民間事業者への委託に移行
	平成25年4月	持ち去り禁止条項に罰則規定を追加
	平成25年10月	小型家電回収・リサイクルモデル事業を開始

(3) 処理体制

ア 収集・運搬

家庭系ごみのうち、燃やすごみは週2回、資源物は品目により週2回から月2回の頻度、粗大ごみは申し込みにより収集しており、安定した収集体制を維持しています。

また、少子高齢社会の進展など社会構造が変化する中で、多様化する市民ニーズに柔軟にきめ細かく対応することが求められており、ふれあい収集・狭あい道路収集・粗大ごみ持ち出し収集等の需要の増加に対して、全ての市民がごみのことで困らないよう、スピード感を持って着実に対応してきました。今後も需要の増加が見込まれているため、市民ニーズに着実に対応することが求められています。

事業系ごみは、排出事業者が自ら焼却工場や最終処分場に搬入するか、市が許可した一般廃棄物処理業者に依頼して搬入していますが、いまだに廃プラスチック類等の産業廃棄物や資源化可能な古紙が含まれていることから、排出事業者や一般廃棄物処理業者に働きかけ、事業系ごみの適正搬入やリサイクルルートへの誘導を進めていくことが課題となっています。

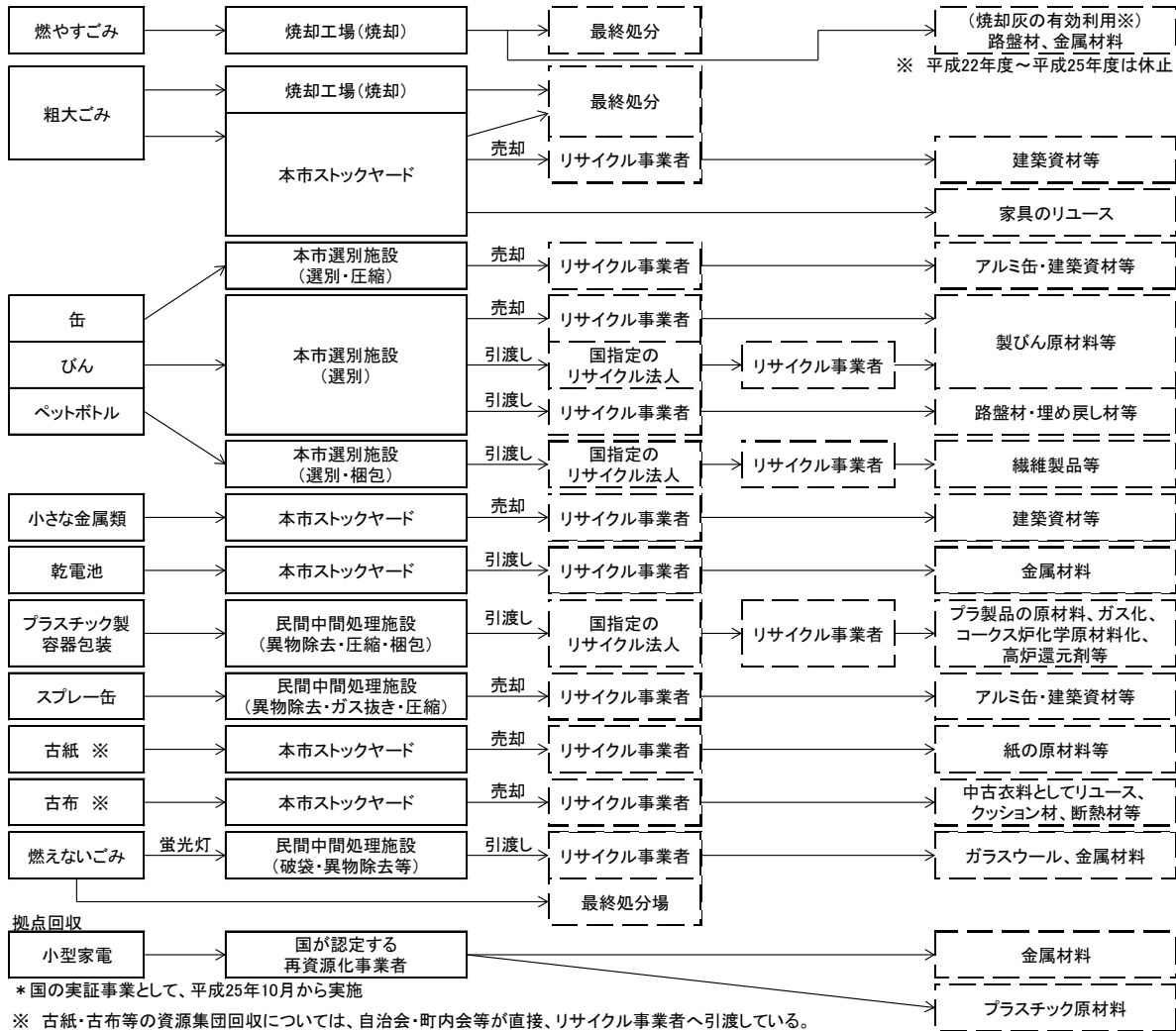


図1-7 家庭系のごみと資源のゆくえ

イ 処理・処分

本市の焼却工場は、ごみ量の減少に伴って、平成22年度から保土ヶ谷工場を一時休止し、現在は4工場（鶴見、旭、金沢、都筑）体制となっています。また、焼却時に発生する熱エネルギーを有効活用するため、効率的な運転を実施することで発電量の増加を図っています。

また、資源物のうち缶・びん・ペットボトルは、市内4か所の選別施設で選別・異物の除去等の中間処理後、リサイクル事業者や国指定のリサイクル法人が再生利用を行っています。その他の資源物については、民間の中間処理施設などを活用し、再生利用等を行っています。

本市の焼却工場や選別施設等は、稼働から相当の年数が経過し、その間補修などを行ってきましたが、施設の老朽化が進行していることから、施設の安定稼働を確保するため、計画的に設備の大規模改修や更新を行う必要があります。

最終処分場については、内陸の神明台処分地は 23 年 3 月に埋立を終了し、現在は、海面埋立の南本牧ふ頭第 2 ブロックの廃棄物最終処分場で、焼却残さと燃えないごみ等の埋立処分を行っています。

また、最終処分場の長期・安定的な確保のため、南本牧ふ頭第 5 ブロックにおいて、新規廃棄物最終処分場の 29 年度開設に向けた整備を進めています。さらに、最終処分場をできる限り有効活用するため、埋立廃棄物の高密度化や将来に渡る焼却灰の資源化・有効利用に向けて検討しています。

なお、ごみの処理・処分に当たっては、既存技術のみにとらわれることなく、技術開発の動向を注視して、将来を見据えた最適な手法の選択に努める必要があります。

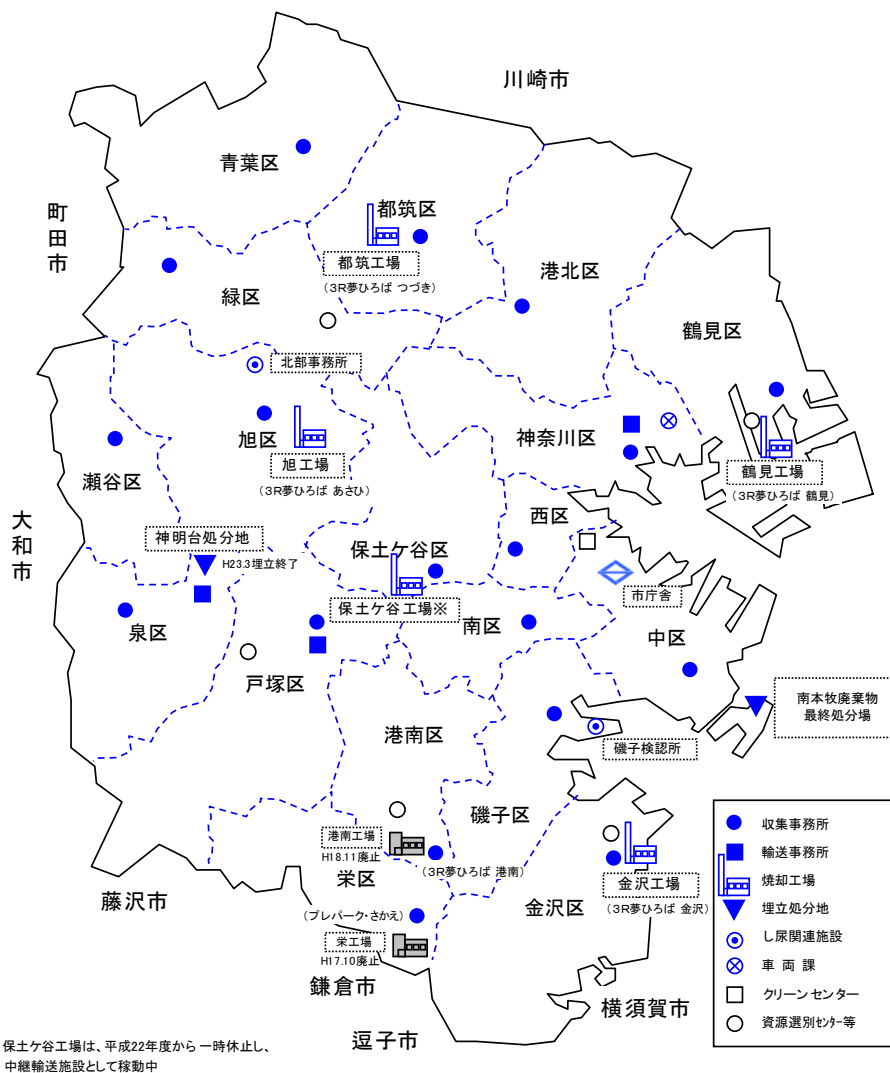


図 1-8 ごみ処理に関する施設配置図

(4) 東日本大震災を受けた適正処理の推進

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験から、25 年 5 月に環境省が策定した「廃棄物処理施設整備計画」において、災害時の廃棄物処理システムの強靱化が盛り込まれ、これまで以上に焼却工場や最終処分場等の防災対策・補修や長寿命化等の適切な維持管理が求められています。

また、焼却工場や最終処分場では、福島第一原子力発電所の事故により、焼却灰に放

放射性物質が含まれる等の影響があったことから、本市では放射線対策を実施したうえで、廃棄物の適正処理を行ってきました。

その他、エネルギー問題についても社会的関心が高まっており、焼却工場での発電電力の向上や余熱蒸気の有効活用等について検討しています。

(5) ごみ処理における環境負荷の低減

「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス」については、平成 25 年度までに 21 年度に比べ 10%以上削減することを目標としています。

温室効果ガス排出量については、「ごみの焼却に伴うもの」及び「車両の走行や施設のエネルギー使用等に伴うもの」を合わせた総排出量から、「発電による削減効果」を差し引いて算出しています。その中で、「ごみの焼却に伴うもの」が総排出量の約 9 割を占めており、その約 8 割はプラスチック類の焼却に起因しています。

各年度の実績については、図 1-9 に示すとおり、22 年度は 18.4%削減、23 年度は 10.3%削減、24 年度は 9.6%削減となっており、概ね目標を達成しています。その理由として、プラスチック類の焼却量が減少したことや発電効率の高い工場での焼却量を増やし、「発電による削減効果」を増加させたことが主な要因として考えられます。

引き続き、脱温暖化社会実現の一翼を担うため、プラスチック製容器包装等の分別を徹底するとともに、国に対しては家庭から排出されるプラスチック製品の資源化について制度化の要望等を行うなど、ごみの収集・運搬、処理・処分の全ての段階において、更なる温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

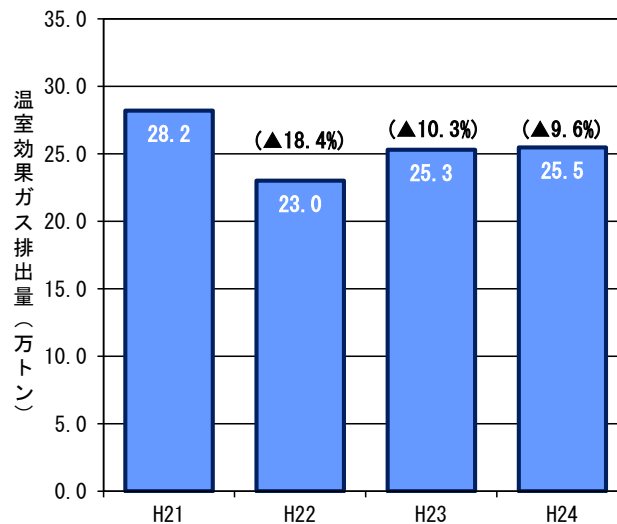


図 1-9 ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの推移

(6) 市の財政状況とごみ処理経費

本市の一般会計の歳出額の推移を見ると 1 兆 3 千億円前後で推移していますが、少子高齢社会の進展に伴って、福祉・保健・医療のための経費である扶助費の割合が大幅に伸びており、今後も増加が見込まれます。

ごみ処理に係る経費（資源循環局決算額）の推移を見ると、歳出から手数料や売電収入等の歳入を除いた市税投入額は 300 億円前後で推移しています。

今後も一般財源の大幅な増収は見込まれないことから、ごみの減量・リサイクルと適正処理を安定して進めるためには、市民・事業者・行政の三者の適切な役割分担のもと、より効果的・効率的な仕組みや体制を確立していく必要があります。

表 1-2 資源循環局歳入・歳出の推移（決算額） (百万円)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
歳入合計	14,917	11,994	13,578	12,659
歳出合計	44,127	43,336	42,513	41,862
歳出－歳入（市税投入額）	29,210	31,342	28,935	29,203

(7) その他

著しい経済成長を続けているアジアやアフリカの新興国等では、都市化に伴う急激な人口集中からインフラ整備の遅れや環境対策などが都市課題となっており、これらの課題解決について、本市の役割に対する期待が高まっています。

特に、本市の市民協働によるごみ減量の成果が世界的に高い評価を受けていることから、平成23年1月から開始されたY-P O R T事業^(※)等を通じて、海外からの視察や国際技術協力の依頼等、増加するニーズに対応してきました。

※ Y-P O R T：横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力

3 近年の社会や国の動向

(1) 社会の動向

日本では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済により、急速な経済成長を成し遂げました。しかし、一方では消費される資源・エネルギーの増加やそれに伴う廃棄物の大量発生、天然資源の枯渇、自然破壊など、環境に対する様々な悪影響を生じることとなりました。

近年では、地球温暖化や資源の枯渇などの他、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、災害廃棄物の処理や放射線対策、エネルギー問題等に対する社会の関心が高まっており、廃棄物処理にも大きな影響が出ています。

表 1-3 近年の社会の動向

社会動向	概要とその影響
東日本大震災	平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、防災対策を始め災害廃棄物の処理や放射線対策、エネルギー問題等に対する社会の関心が高まり、廃棄物処理にも大きな影響が出ています。
日本の経済動向	日本の経済動向は、東日本大震災や欧州債務危機等の影響により落ち込んでいたものの、平成 24 年末に発表された「アベノミクス ^(※1) 」等の政策の影響により回復傾向にあります。今後の状況についてはいまだに不透明であり、ごみ量についても経済動向の影響を受けると考えられます。
地球温暖化の進展	世界全体では、経済の成長とともに温室効果ガスの排出量も増大する傾向にあり、特に開発途上国の温室効果ガス排出量の増加が著しいことから、地球温暖化対策に取り組む必要性がますます高まっています。
資源制約の増大	資源価格の高騰や需給のひっ迫など、世界規模で資源制約の増大が懸念され、資源小国の日本では循環資源の利用が今まで以上に求められています。
バイオマスエネルギーへの注目	世界的な資源の枯渇問題を受け、国の「バイオマス・ニッポン総合戦略」や「再生可能エネルギー特別措置法」等により、生ごみや木くずによる「バイオマス発電」等、廃棄物由来の資源に対して注目が集まっています。
横浜市人口の増減	横浜市の人口は、平成 31 (2019) 年に約 373 万 6 千人のピークを迎えて以後減少に転じ、37 (2025) 年に約 371 万 8 千人、62 (2050) 年に約 340 万 5 千人まで減少すると予測されています。
人口減少・超高齢化と横浜市予算	横浜市では将来的な人口減少や超高齢化の急速な進展により、本市予算については扶助費の急増と税収の減少が見込まれており、廃棄物処理予算についても厳しい状況にあります。

※1 平成 24 年 12 月以降の第 2 次安倍内閣における「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の 3 つを柱とした経済政策の通称。

(2) 国の動向

日本の廃棄物のリサイクルを推進するため、平成7年12月に「容器包装リサイクル法」が一部施行されたのをはじめ、13年4月には「家電リサイクル法」が、13年5月には「食品リサイクル法」が施行された他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が抜本的に改正され、廃棄物の減量化と分別排出による資源の再生利用が盛り込まれるなど、各種リサイクル法の充実が図られました。

その間、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るため、基本的な枠組法として13年1月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、法律の整備が体系的に進められました。

近年では、東日本大震災による災害廃棄物の処理や放射線により汚染された廃棄物に関する法律が施行されるとともに、有用金属を含む使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため「小型家電リサイクル法」が制定されました。

表1-4 近年の国の動向

時期	国の動向	概要
平成23年8月	「災害廃棄物処理特別措置法 ^(※2) 」が施行	平成23年3月の東日本大震災を受け、国や自治体が災害廃棄物を処理するための特例や講ずべき措置等について定められました。
平成24年1月	「放射性物質汚染対処特措法 ^(※3) 」が施行	放射線物質により汚染された廃棄物や土壌等の処理に係る、国、自治体、原子力事業者等の役割や処理基準等が定められました。
平成24年4月	環境基本法に基づく「第四次環境基本計画」が策定	環境の保全を前提とした循環型社会の形成に向けた国の方向性が定められました。
平成24年7月	「再生可能エネルギー特別措置法 ^(※4) 」が施行	再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が始まるとともに、ごみ発電を含むバイオマス発電についても対象とされました。
平成25年4月	「小型家電リサイクル法 ^(※5) 」が施行	有用金属を含む使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度が開始しました。
平成25年5月	循環型社会形成推進基本法に基づく「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定	質にも着目した循環型社会の形成や国際的取組の推進、東日本大震災への対応等の国の方向性が定められました。
平成25年5月	廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理施設整備計画」が策定	東日本大震災を受けて、災害時の廃棄物処理システムの強靱化が盛り込まれました。
平成25年度～	「容器包装リサイクル法」「食品リサイクル法」「家電リサイクル法」等の法改正の検討本格化	各種リサイクル法については、前回の改正から概ね5年が経過し、国では改定に向けた検討が本格化しています。

※2 正式名称「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」。平成23年8月18日施行。

※3 正式名称「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」。平成24年1月1日施行。

※4 正式名称「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」。平成24年7月1日施行。

※5 正式名称「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。平成25年4月1日施行。

〈ごみ処理 第2期推進計画〉

1 第2期推進計画の考え方

第2期推進計画では「ごみと資源の総量」及び「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス」を削減し、環境負荷を低減しながら「ごみ処理の安心と安全・安定を追求」するため、次の考え方のもと取組を進めます。

- 生ごみ、プラスチック類、古紙の削減に重点を置き、リデュース・リユースの取組を進めるとともに、分別・リサイクルの徹底を図る等、更なる3Rを推進します。
- 現在、その多くが焼却処理されている小型家電、生ごみ、プラスチック製品等について、新たなリサイクル手法を検討します。
- 東日本大震災を踏まえ、「安心・安全・安定を追求したごみ処理」をこれまで以上に進めるため、施設の適切な維持管理や防災対策、エネルギーの有効活用等を図ります。
- 市民・事業者に共感をいただき、具体的な3R行動を実践していただけるよう、取組の必要性や成果などの情報を分かりやすく提供します。

2 計画目標等

(1) 計画期間

本推進計画の期間は、平成 26 (2014) 年度から平成 29 (2017) 年度までとします。

(2) 計画目標

ア ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減 (ごみ減量から始めよう脱温暖化)

「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス」を平成 29 (2017) 年度までに平成 21 (2009) 年度比で 25%以上 (約 7 万トン-CO₂) 削減します。

<平成 37 (2025) 年度の達成目標>

平成 21 (2009) 年度比で 50%以上 (約 14 万トン-CO₂) 削減

H29までに▲25%以上

平成 24 年度までの「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス」は、平成 25 年度の間目標である「平成 21 年度比で 10%以上削減」を概ね達成することができました。

市全体で脱温暖化の取組を推進している中で、本市の温暖化対策の計画との連携を図り、引き続き、ごみの収集・運搬、処理・処分の全ての段階において、更なる温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。

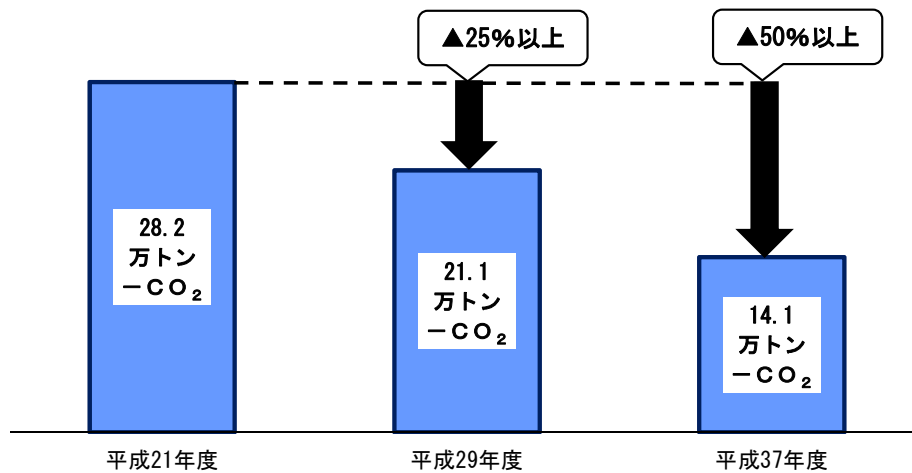


図 2-1 ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減目標

イ ごみと資源の総量の削減（もっとチャレンジ・ザ・3R）

人口増加が見込まれる中、リデュースの推進により、「総排出量（ごみと資源の総量）」を平成29（2017）年度までに平成21（2009）年度比で5%以上（約6万4千トン）削減します。

<平成37（2025）年度の達成目標>

平成21（2009）年度比で10%以上（約13万トン）削減

H29までに▲5%以上

ヨコハマ3R夢プランが策定されて以降、人口が0.7%増加する中、平成24年度の「ごみと資源の総量」は平成21年度に比べ0.04%減少しましたが、更なる取組が必要です。

分別・リサイクルはもちろんのこと、最も環境にやさしいのはリデュースであるという観点から、引き続きリデュースの推進を図ります。

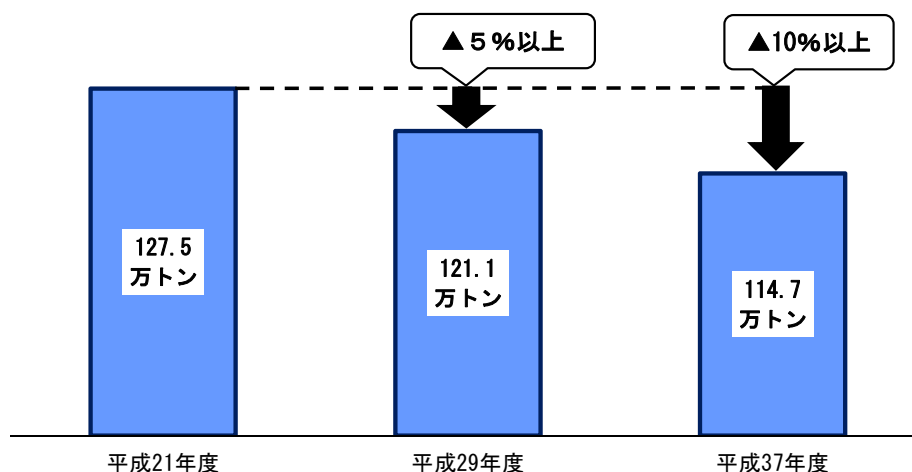


図2-2 ごみと資源の総量の削減目標

ウ ごみ処理の安心と安全・安定を追求

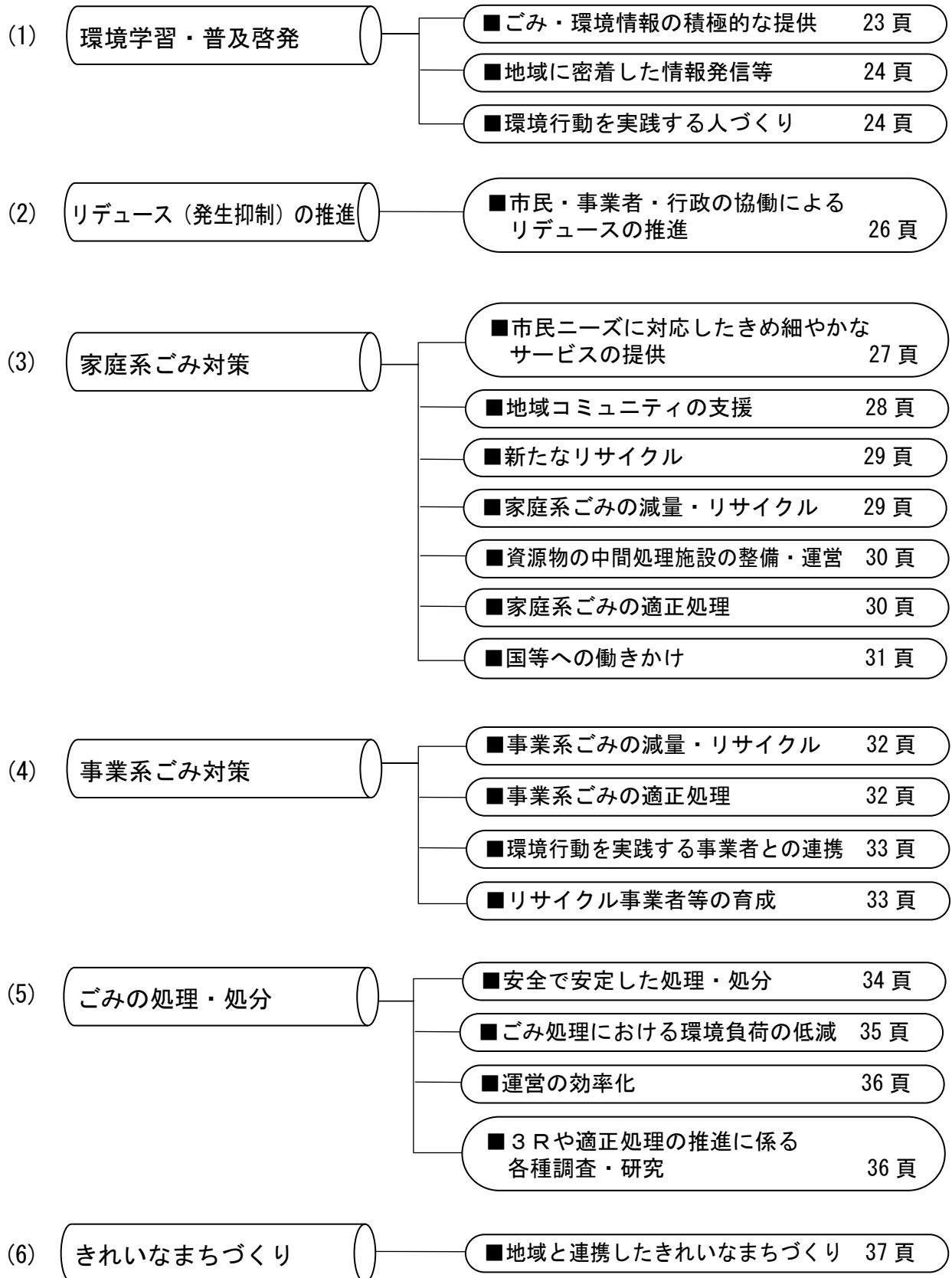
収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求します。

市民が安心して暮らせるよう、少子高齢社会の進展により市民ニーズの多様化に対応したごみ処理サービスの充実を図ることとし、できることからスピード感を持って実施します。

また、東日本大震災の状況等を踏まえた対応を図るとともに、コスト意識を持ちながら、市民から信頼される安全で安定した処理・処分体制を構築します。

3 第2期推進計画で取り組む具体的施策

[施策体系]



(1) 環境学習・普及啓発

<主な施策の行程表>

	H26	H29	H30～
■ごみ・環境情報の積極的な提供			
市民・事業者への分かりやすい情報提供の推進	推進	→	→
様々な機会や媒体を活用した効果的な広報・啓発活動	推進	→	→
事務所・工場等の啓発機能の充実・強化	充実・強化	→	→
地域特性や対象者に合わせた啓発の推進	強化・推進	→	→
■地域に密着した情報発信等	推進	→	→
■環境行動を実践する人づくり			
環境学習の充実・強化	充実・強化	→	→
取組方針の設定とPR	推進	→	→
地域との連携強化	強化	→	→

■ごみ・環境情報の積極的な提供

市民・事業者に共感をいただき、具体的な3R行動を実践していただけるよう、本市のごみ処理の現状と課題や取組の必要性、その意義をお伝えするとともに、取り組んだことがどのような成果に結びついているのかを様々なデータを活用して分かりやすく情報提供します。また、事務所・工場などの啓発拠点、出前講座や地域イベント、広報紙やホームページなどの様々な機会や媒体を活用した広報を行うとともに、地域特性や対象者に合わせた啓発を推進します。

項目	平成26～29年度に取り組む施策・事業
・市民・事業者への分かりやすい情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> 取組の必要性などを伝えるための情報の提供 (組成調査などの分析結果、ごみ処理費用など) 取組の結果を伝えるための情報の提供 (温室効果ガス削減効果、リサイクル状況など)
・様々な機会や媒体を活用した効果的な広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> マスコットキャラクターや広報大使、キャッチコピー・ロゴ等を活用した広報・啓発活動の実施 広報紙やホームページ、メールマガジンでの情報発信 店頭啓発、駅頭キャンペーン、早朝啓発の実施 収集車両を活用した効果的な情報提供 民間の広報媒体の活用
・事務所・工場等の啓発機能の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信・環境学習の拠点として事務所・工場機能等の充実・強化 事務所・工場主催イベント等での情報提供 事務所・工場による出前講座の対象の拡充、内容の充実 工場・最終処分場等の見学者受入の推進 事務所・工場等におけるリユース家具提供による情報発信

<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や対象者に合わせた啓発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑が多い地域でのせん定枝や刈草などの乾燥の実践啓発 ・転入者向け分別相談窓口の充実・強化 ・大学生を対象とした啓発の推進 ・外国人向けアプリ・パンフレットを用いた分別の広報・啓発 ・高齢者向けパンフレットの配布 ・高齢者を対象にした出前講座の実施
---	---

■地域に密着した情報発信等

市民へ確実に情報を届けられるよう、身近な場所での情報提供を充実します。事務所・工場等が、地域への情報発信の場所、環境学習の拠点として活発に利用されるよう、職員力を発揮して創意工夫を重ねながら、「身近な場所で楽しく分かる・見える」を目標に啓発機能の充実・強化を図ります。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した情報発信等 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信・環境学習の拠点として事務所・工場機能等の充実・強化(再) ・事務所・工場主催イベント等での情報提供(再) ・事務所・工場による出前講座の対象の拡充、内容の充実(再) ・工場・最終処分場等の見学者受入の推進(再) ・店頭啓発、駅頭キャンペーン、早朝啓発の実施(再) ・スーパーマーケットなどでの資源物の店頭回収の情報提供

■環境行動を実践する人づくり

環境学習の多様なメニューを用意し、より効果的なものとするこで、将来を担う子どもたちにごみ問題や環境問題への関心と理解を深めてもらい、家庭での自主的な3R行動にもつなげていきます。

また、環境事業推進委員などと連携して、地域において環境行動を実践する人づくりを推進します。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習施策の整理と充実・強化 ・市民ニーズを踏まえた環境学習ホームページの改善 ・環境学習副読本の内容の改善 ・学校における環境学習の取組への支援 ・3R夢ポスターコンクールの実施 ・情報発信・環境学習の拠点として事務所・工場機能等の充実・強化(再) ・事務所・工場主催イベント等での情報提供(再) ・事務所・工場による出前講座の対象の拡充、内容の充実(再) ・工場・最終処分場等の見学者受入の推進(再)

・取組方針の設定とPR	・市・区3R夢推進会議の開催
・地域との連携強化	・環境事業推進委員などと連携した地域における環境行動の促進 ・3R行動の推進者に対する表彰の実施 ・店頭啓発、駅頭キャンペーン、早朝啓発の実施(再)

(2) リデュース（発生抑制）の推進

<主な施策の行程表>

	H26	H29	H30～
■市民・事業者・行政の協働によるリデュースの推進			

■市民・事業者・行政の協働によるリデュースの推進

ごみそのものを減らすリデュースは、3Rの中で最も優先すべきものであり、市民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの転換を進めることが重要です。

そのため、環境事業推進委員との協働、ヨコハマ^{リデュース}Rひろばの活用等により、燃やすごみの中に多く含まれる生ごみの水切りの徹底や手つかず食品の削減、土壌混合法の普及など、身近なリデュースの取組を積み重ねていくとともに、マイバッグ持参によるレジ袋の削減、マイボトル持参によるペットボトル等の削減なども進めます。

さらに、リユース家具の利用やイベント等におけるリユース食器の利用などを促進し、「もったいない」という意識の浸透を図り、リデュースにつなげます。

また、事業者に対しては、できるだけごみを出さない事業活動に取り組んだり、環境負荷の低い製品等の販売やサービスの提供とそれらの情報発信を積極的に行うよう働きかけるとともに、3R行動に積極的に取り組む事業所や各種団体を3R活動優良事業所として認定します。

6月の環境月間や10月の3R推進月間などでは、市民・事業者と協働してリデュース・リユース・リサイクルの啓発を行います。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・市民・事業者・行政の協働によるリデュースの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リデュースの推進組織（「ヨコハマ^{リデュース}Rひろば」）の運営 ・ヨコハマ3R夢パートナー・サポーターの推進 ・環境事業推進委員と協働したイベント等での啓発 ・生ごみの水切り、手つかず食品・食べ残しの削減の推進 ・土壌混合法等の普及啓発の推進 ・レジ袋削減、詰め替え商品の推奨など容器包装類の削減の推進 ・マイバッグ、マイボトル、マイ箸等の利用拡大 ・リユース家具の利用促進 ・イベント等におけるリユース食器の利用促進 ・3R行動に積極的に取り組む事業所や各種団体を3R活動優良事業所として認定

(3) 家庭系ごみ対策

<主な施策の行程表>

	H26	H29	H30～
■市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供			
ふれあい収集等の推進	推進		
粗大ごみ受付の利便性向上	検討・実施		
戸別収集の検討	検討		
効率的な収集運搬業務の推進	推進		
事故防止に向けた取組の推進	推進		
■地域コミュニティの支援			
事務所機能の充実・強化	推進		
集積場所改善の取組の強化	推進		
資源集団回収の促進	推進		
■新たなリサイクル			
生ごみ等のリサイクルの検討	バイオガス化の検討		
小型家電のリサイクルの推進	モデル事業実施	本格実施	
せん定枝等のリサイクルの検討	検討		
■家庭系ごみの減量・リサイクル			
分別の徹底	推進		
分別収集品目の確実なリサイクル	推進		
ごみ処理費用負担のあり方の検討	調査・検討		
■資源物の中間処理施設の整備・運営	整備・運営		
■家庭系ごみの適正処理	推進		
■国等への働きかけ	推進		

■市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供

日々の暮らしに密接に関係するごみ出しについて、少子高齢社会の進展など社会構造の変化や多様化している市民ニーズに対応するため、安心・安全で持続可能な仕組みの構築に取り組みます。

ふれあい収集・粗大ごみ持ち出し収集・狭あい道路収集について、本市職員ならでのきめ細やかな対応を行うとともに、費用対効果を勘案しながら戸別収集など新たな取組についても検討します。収集運搬業務については、引き続き効率的な運用に努めます。

また、市民から信頼されたサービスを提供するため、交通事故等の防止に向けた取組を推進します。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・少子高齢社会の進展への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい収集の拡充及び新たなサービス提供の検討 ・粗大ごみ持ち出し収集の拡充
・市民ニーズに対応した収集・回収方法の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路収集のエリアの拡大 ・資源回収ボックスの適正配置の検討・実施 ・事務所のセンターリサイクルにおける資源物回収の実施 ・携帯電話・スマートフォンから利用できる粗大ごみ受付システムの実施・推進 ・戸別収集の検討
・効率的な収集運搬業務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な収集運搬業務の検討・実施
・事故防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の撲滅に向けた取組の実施 ・安全作業マニュアルの見直し ・事故防止に関する研修の実施 ・メーカー等と協働した車両システムの改良に関する調査研究

■地域コミュニティの支援

社会構造の変化やライフスタイルの多様化などにより、地域のふれあいが薄れてきたといわれる中、ごみ問題は日常生活に密接に関わる問題であり、地域コミュニティの力が効果的に発揮される分野といえます。

そこで、地域コミュニティの支援の一環として、また、ごみ減量・リサイクルに対する市民の自主的・自発的な取組を促進するため、ごみに関して気軽に相談できる総合的な窓口を各事務所に設置しており、充実・強化を図ります。また、分別が徹底されていない集合住宅への分別啓発を実施するとともに、通りがかりの不法投棄を防止するため、問題となっている集積場所の移動・分散を地域に働きかけるなど、集積場所問題の解決を支援します。

また、市民による自主的なリサイクル活動を促進するとともに、地域コミュニティの活性化に資するよう、資源集団回収を促進するほか、資源物等の持ち去りを防止するために引き続きパトロールを実施します。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・地域コミュニティの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の相談・啓発窓口としての事務所機能の充実・強化 ・集中的な啓発・指導等による集積場所改善の取組強化 ・集合住宅に対する継続的な分別啓発の実施 ・地域で行っている 3 R 活動の広報 ・資源集団回収の促進 ・資源物等の持ち去り防止対策（パトロール等）の実施

■新たなリサイクル

新たな分別・リサイクルの実施に当たっては、費用とのバランスを見ながら、その時点で資源の有効利用や環境負荷の低減に最適な手法を選択するよう努めます。

その中で、生ごみ等のバイオマスをガス化してエネルギーとして活用することを検討するほか、希少金属（レアメタル）等のリサイクルとして、小型家電のリサイクルを推進します。

また、未分別品目であるせん定枝、廃食用油、プラスチック製品、陶磁器くず等について、費用対効果の観点も踏まえ最適な処理主体・処理手法を検討します。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・生ごみ等のリサイクルの検討	・バイオガス化の調査・検討
・小型家電のリサイクルの推進	・モデル事業の実施・本格実施
・せん定枝のリサイクルの検討	・他都市調査・リサイクル手法調査の実施
・廃食用油のリサイクルの検討	・拠点回収等の調査・検討
・プラスチック製品のリサイクルの検討	・他都市調査・リサイクル手法調査の実施
・陶磁器くずのリサイクルの検討	・他都市調査・リサイクル手法調査の実施

■家庭系ごみの減量・リサイクル

資源化可能な古紙やプラスチック製容器包装など、燃やすごみにいまだに含まれる資源物については、より一層の分別の徹底を進め、最終処分場の延命化を図ります。

また、家庭系ごみの減量・リサイクルを一層効率的に推進するため、既存施策の必要性や有効性などを勘案したうえで、適宜取組の見直しを図ります。分別収集した資源物は、最も望ましい手法で、費用対効果なども踏まえ確実にリサイクルします。

なお、ごみ処理費用の適正負担のあり方について、ごみ処理にかかる費用と本市の財政状況、ごみ量の推移と他都市の動向を注視しながら、市民負担の公平性の確保とリデュースの推進などの観点から、長期的視野に立って家庭ごみの有料化を検討します。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・分別状況の悪い集積場所の集中的な調査・指導 ・分別説明会の開催、ポスターの掲示や各世帯への回覧、集積場所での啓発・指導の強化 ・古紙やプラスチック製容器包装の分別に関する分かりやすいチラシの配布 ・集中的な啓発・指導等による集積場所改善の取組強化(再) ・集合住宅に対する継続的な分別啓発の実施(再)
・分別収集品目の確実なリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・最も望ましいリサイクル手法の検討とリサイクルの確実な実施 ・リサイクル事業者に対する履行確認の実施

<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭におけるごみの減量 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの水切り、手つかず食品・食べ残しの削減の推進(再) ・土壌混合法等の普及啓発の推進(再) ・生ごみコンポスト容器及び電気式生ごみ処理機の購入助成の実施 ・マイバッグ、マイボトル、マイ箸の利用拡大(再)
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理費用負担のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市調査の実施など家庭ごみ有料化の検討 ・粗大ごみ処理手数料見直しの検討

■資源物の中間処理施設の整備・運営

安定的なりサイクルの推進を図るため、老朽化する缶・びん・ペットボトルの中間処理施設の整備・運営を進めます。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> ・資源物の中間処理施設の整備・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物の中間処理施設の整備と適切な管理運営

■家庭系ごみの適正処理

高齢社会の進展により、在宅医療廃棄物が増加しており、収集業務等に支障をきたしていることから、薬局や病院等の医療機関の協力による自主回収を促進します。

本市の施設で適正な処理が困難な消火器やバッテリーなどの排出禁止物については、販売店等の協力による回収を推進します。これらの徹底を図るため、市民への情報提供を積極的に行うとともに、適正処理推進の働きかけを関係事業者に行うこととあわせ、法に基づく制度化を国に求めていきます。

法令ではスプリングマットレスなどを適正処理困難物に指定し、製造業者等にその適正処理の協力を求めることができるとされていますが、十分な対応が図られていない状況にあります。このため、事業者への働きかけを行うとともに、実効性のある制度となるよう国に働きかけていきます。

粗大ごみや家電リサイクル法等で販売店などによるリサイクルが義務づけられているエアコン・テレビ等の家電製品については、法令等に基づき適正に排出するよう市民に対して啓発します。また、これらのごみを不用品として無許可で回収している事業者の指導等の強化を検討します。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者回収の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療廃棄物の自主回収の拡大に向けた医療機関等への働きかけと市民への周知 ・排出禁止物の事業者回収について、市民に対する周知の徹底 ・適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた働きかけ
<ul style="list-style-type: none"> ・適正排出の啓発及び無許可業者の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ等の適正排出に関する啓発 ・無許可で不用品回収を行っている事業者の指導

■国等への働きかけ

循環型社会の実現に向け、拡大生産者責任の考え方にに基づき、環境にやさしい素材選択や市民の視点に立った分別しやすい製品設計などを促進するため、事業者による回収・リサイクル制度を確立するよう国に働きかけます。

中でも、プラスチック製品がリサイクルの対象にならない現行の「容器包装リサイクル法」の仕組みは分かりづらいことから、分別する市民の視点に立ち、法の抜本的改正を国に働きかけ、プラスチック類全体のリサイクルの実現を目指します。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・国等への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製品のリサイクルの法整備の働きかけ ・容器包装リサイクル制度の市町村と事業者の役割分担の見直し ・在宅医療廃棄物の自主回収の拡大に向けた医療機関等への働きかけ(再) ・適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた働きかけ(再) ・前払い方式の導入や品目拡大など関係機関に対する家電リサイクル制度の見直しの働きかけ ・放置自動車の撤去にかかる費用負担軽減の働きかけ

3R行動の実践！！ 3R夢なポイント（家庭編）

<ポイント①> 生ごみを出すときは、しっかり水切りしよう！！

燃やすごみの中には水分を多く含む「生ごみ」が約 35%あり、水切りをすることで、ごみの重さを約 10%削減することができます。これを全世帯で1年間行くと、燃やすごみに含まれる水分を約2万トン削減でき、水分が減ることにより焼却工場での発電量が約 220 万 kWh（約 17 万世帯が 1 日に使用する電力量）増加します。

<ポイント②> 家庭での食品ロスをストップしよう！！

何も手が付けられずに廃棄されている「手つかず食品」は、年間約2万トンもあります。1人あたり年間で約5キロ、約4千円分の食材が捨てられている計算になります。手つかず食品を出さないために、買い物をする際は冷蔵庫の中身を見て、必要な分だけ買うことを心がけましょう。

<ポイント③> せん定枝・刈草は乾燥させよう！！

せん定枝や刈草を2日間、自然乾燥させると、重さを約 40%削減することができます。これを全世帯で1年間行くと、燃やすごみに含まれる水分を約 2.5 万トン削減でき、水分が減ることにより焼却工場での発電量が約270万kWh（約 21 万世帯が 1 日に使用する電力量）増加します。

<ポイント④> マイバッグでレジ袋を削減しよう！！

ごみ袋として使用されず、ごみや資源に出されているレジ袋は、1世帯あたり年間約2百枚もあります。マイバッグを持参してこれらを削減することで、「ごみと資源の総量」を年間約2千トン、温室効果ガスで約3千トン-CO₂を削減できます。

<ポイント⑤> 家庭ごみをより一層分別しよう！！

市民の皆さまのご協力により、ごみ量の削減が進んでいますが、燃やすごみの中には、いまだに「資源化可能な古紙」が約6万トン、「プラスチック製容器包装」が約3万トンも含まれています。引き続き、分別・リサイクルにご協力をお願いします。



※ごみ量や発電量等については、平成 24 年度家庭ごみ組成調査結果から推計

(4) 事業系ごみ対策

<主な施策の行程表>

	H26	H29	H30～
■事業系ごみの減量・リサイクル			
食品廃棄物のリデュース・リサイクルの促進	多量排出事業所実態調査 食べきり協力店拡大実施		
せん定枝・資源化可能な古紙のリサイクルルートへの誘導	推進		
処理手数料見直し	調査・検討		
■事業系ごみの適正処理			
分別指導の徹底	推進		
■環境行動を実践する事業者との連携			
優良事業所等を認定	拡大実施		
■リサイクル事業者等の育成	推進		

■事業系ごみの減量・リサイクル

事業者に対して、責任ある社会の一員として自らの排出するごみの減量・リサイクルを確実に行うよう、様々な方法により働きかけることとし、特に事業系の燃やすごみにいまだに含まれる廃プラスチック類等の産業廃棄物や資源化可能な古紙、食品廃棄物、せん定枝などのリデュース・リサイクルを促進します。

また、市役所ごみゼロを引き続き推進し、行政が自ら率先してごみの減量・リサイクルに取り組み、全ての職員が分別・ごみ減量に関する知識を共有して業務を遂行します。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・事業系ごみの減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類等の産業廃棄物や資源化可能な古紙の分別徹底とリサイクルの促進 ・食べきり協力店の拡大実施など、食品廃棄物のリデュース・リサイクルの促進 ・食品廃棄物を多量に排出する事業所の実態調査 ・せん定枝や資源化可能な古紙のリサイクルルートへの誘導
・市役所ごみゼロの推進	・共通ルールの周知と 3 R・適正処理の徹底
・処理手数料見直しの検討	・一般廃棄物処理手数料見直しの検討

■事業系ごみの適正処理

事業所から排出される廃棄物については、産業廃棄物も含めた総合的な適正処理の指導が重要であり、「第6次産業廃棄物処理指導計画（産廃3R夢プラン）」との整合を図りつつ、一般廃棄物と産業廃棄物指導の連携による適正処理や減量・リサイクルなどを一体的に進めます。

また、焼却工場での厳格な搬入物検査・指導を継続するとともに、事業所立入調査による適正処理指導、リサイクルに関する情報提供や講習会の開催等の普及啓発を通じた分別の徹底やリサイクルへの誘導を図ります。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・事業系ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却工場での搬入物検査による分別指導の徹底 ・事業者を対象とした講習会や出前講座の実施 ・中小事業所も含めた立入調査等による個別指導の徹底

■環境行動を実践する事業者との連携

事業者の意欲の継続と向上につなげるため、3R行動に積極的に取り組む事業所等を3R活動優良事業所として認定するなど、事業所のごみの減量・リサイクルに対する自主的な取組を活発化させます。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・優良事業所等を認定	<ul style="list-style-type: none"> ・3R行動に積極的に取り組む事業所や各種団体を3R活動優良事業所として認定(再) ・ホームページなどを活用した事業所等の取組の紹介

■リサイクル事業者等の育成

排出事業者に対する相談・啓発・指導を通じて、事業系ごみのリサイクル施設の利用促進を図り、リサイクル事業者等の育成につなげます。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・相談・啓発・指導を通じたリサイクル事業者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者に対する定期的な情報提供 ・多量に排出する事業者に対する個別的な働きかけ ・排出事業者に対するリサイクル施設に関する情報の発信 ・リサイクル施設への定期的な立入調査と指導

3R行動の実践！！ 3R夢なポイント（事業者編）

<ポイント⑥> 事業系ごみをより一層分別しよう！！

事業者の皆さまのご協力により、ごみ量の削減が進んでいますが、事業系可燃ごみの中には、いまだに「資源化可能な古紙」が約6万トン、「産業廃棄物である廃プラスチック類」が約4万トンも含まれています。引き続き、分別・リサイクルにご協力をお願いします。

<ポイント⑦> 料理は残さず、食べきろう！！

事業系可燃ごみの約40%を占める「生ごみ」を削減するため、飲食店等の皆さまにご協力いただき、「小盛りメニュー等の導入」や「食べ残しを減らすための呼びかけの実践」などを行っていただく「食べきり協力店」事業を進めています。

市民の皆さまには、ホームページ等でご案内している「食べきり協力店」を積極的にご利用いただくなど、「生ごみ」の削減にご協力をお願いします。



※ごみ量等については、平成24年度事業系ごみ組成調査結果から推計

(5) ごみの処理・処分

<主な施策の行程表>

	H26	H29	H30～
■安全で安定した処理・処分			
処理施設等の整備			
都筑工場の長寿命化	実施	完了	
既存工場の長寿命化・大規模改修	調査・検討・実施		
既存施設の補修等の適切な維持管理の実施	継続		
神明台処分地の暫定利用	検討・推進		
南本牧廃棄物最終処分場第2ブロックの延命化	実施	終了	
南本牧廃棄物最終処分場第5ブロックの整備	実施	開設	
焼却灰の有効利用	推進		
放射線対策	推進		
災害時に備えたごみ処理体制	推進		
事故防止に向けた取組の推進	推進		
■ごみ処理における環境負荷の低減			
ごみ発電等による環境負荷の低減	推進		
環境負荷低減車両の導入	推進		
■運営の効率化			
ごみ発電エネルギーの安定供給	推進		
■3Rや適正処理の推進に係る各種調査・研究	推進		

■安全で安定した処理・処分

市民から信頼されるごみの処理・処分を行うため、温室効果ガス排出量の削減や環境負荷の低減、コスト削減等に配慮しながら、事故防止に努め、適切な施設整備・運営を行うことで、安全・安定で効率的な処理体制を構築します。

老朽化が進んでいる都筑工場の長寿命化工事を実施するとともに、その他の既存工場についても引き続き適切な補修を行い、さらに長寿命化工事や大規模改修について検討を進めます。

最終処分場については、将来にわたり安定した埋立処分場を確保するため、南本牧ふ頭第2ブロックの廃棄物最終処分場において埋立廃棄物の高密度化を図ります。また、第5ブロックに新規廃棄物最終処分場の整備等を引き続き進めるとともに、熔融処理などの焼却灰の有効利用を継続して推進します。

また、焼却工場及び最終処分場において、災害時に備えたごみ処理体制の確保や放射線対策を引き続き実施するほか、焼却工場の発電電力・余熱蒸気の有効活用を推進します。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・安全で安定した焼却処理	<ul style="list-style-type: none"> ・都筑工場の長寿命化工事の実施 ・既存工場の長寿命化・大規模改修の調査・検討 ・既存施設の補修等の適切な維持管理の実施 ・安定性・効率性を考慮した適正な施設配置のあり方の検討
・最終処分場の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立物の飛散防止対策や浸出水の高度処理など環境保全対策の推進 ・最終処分場周辺の環境調査の実施と結果の公表 ・埋立てを終了した神明台処分地等の最終処分場の暫定利用の検討及び推進
・南本牧廃棄物最終処分場第2ブロックの延命化	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立廃棄物の高密度化の実施
・南本牧廃棄物最終処分場第5ブロックの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・南本牧最終処分場第5ブロック整備工事の実施
・焼却灰の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢工場溶融施設での焼却灰溶融スラグ化等の実施 ・民間施設での処理委託による焼却灰リサイクルの実施 ・焼却灰の新たなリサイクル手法の検討
・廃棄物処理における放射線対策	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・最終処分場における飛灰からのセシウム溶出防止対策の実施
・災害時に備えたごみ処理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えたごみ処理体制の確保 ・廃棄物処理・処分にかかる施設の強靱化の推進 ・工場・最終処分場等の震災津波対策の推進 ・仮設焼却炉等の建設の検討
・事故防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等での点検・整備作業や工事施工中等の事故撲滅に向けた取組の実施

■ごみ処理における環境負荷の低減

環境負荷の低減に資するため、ごみ発電の効率化や環境対応の収集車両の導入など、ごみ処理の全ての段階において、より一層の温室効果ガス排出量の削減を進めます。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・ごみ発電等による環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ発電や熱供給等によるエネルギーの有効活用の推進 ・都筑工場の長寿命化工事による発電能力の向上 ・工場等における省エネ機器の導入
・環境負荷低減車両の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッド収集車等環境負荷低減車両の導入推進 ・収集車両への再生タイヤ装着試験、導入の検討・実施 ・許可業者に対する環境対策車両導入促進補助制度の情報提供

■運営の効率化

廃棄物行政においても、効率的・効果的な事業執行が求められており、適正処理を確保しつつ、効率的な体制を検討・実施していきます。

焼却工場については、できる限り売電収入の確保に努めるとともに、効率的な運営体制を構築するため、技術・技能力の向上などを図ります。施設更新等に当たっては、ごみ量の推移を見極め、配置や規模、処理方法等を検討し、必要な能力を確保しつつ、ごみの焼却における効率性の確保、環境負荷の低減などを進めます。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・ごみ発電エネルギーの安定供給と売電収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> 適切な工場運転計画の立案とごみの搬入調整の実施 電力消費が多い時間帯での発電量増加対策の実施 競争入札と F I T 制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の活用による売電収入の確保
・工場の運営管理の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な運営管理の検討・実施
・最終処分場の運営管理の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な運営管理の検討・実施
・みなとみらい 2 1 地区管路収集	<ul style="list-style-type: none"> 廃止に向けた調整

■ 3 R や適正処理の推進に係る各種調査・研究

3 R や適正処理の推進のため、環境調査を実施し、結果をホームページ等で公表します。

また、新たなリサイクル技術や処理・処分技術に関する調査・研究を継続して実施します。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・工場や最終処分場の適切な維持管理に資する環境調査	<ul style="list-style-type: none"> 各種法令等に基づく適切な環境調査の実施・公表
・ごみ組成調査	<ul style="list-style-type: none"> 施策効果の把握・検証等に資するごみ組成調査の実施
・施策・事業の効果測定	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス削減効果等の推計
・リサイクル技術、処理・処分技術の調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみやせん定枝・草、焼却灰等に関する新たなリサイクル技術や処理・処分技術の調査・研究と開発
・国際技術協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> 横浜の持つ資源・技術を活用した国際技術協力の推進

(6) きれいなまちづくり

<主な施策の行程表>

	H26	H29	H30～
■地域と連携したきれいなまちづくり			
「ポイ捨て・喫煙禁止条例」の周知・啓発活動の推進	推進	→	→
効率的・効果的な喫煙禁止地区の運用体制の構築	推進	→	→
不法投棄多発地域の監視強化	推進	→	→

■地域と連携したきれいなまちづくり

市民が自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、地域と一体となって、きれいなまちづくりを推進します。ごみ出しルールの浸透を図るとともに、歩きたばこ・ポイ捨てや不法投棄防止の取組、集積場所の改善を進めます。

項目	平成 26～29 年度に取り組む施策・事業
・クリーンタウン横浜事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポイ捨て・喫煙禁止条例」の周知・歩きたばこ防止等の啓発活動の検討・推進 ・来街者への広報強化 ・効率的・効果的な喫煙禁止地区の運用体制の構築
・美化推進員活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所と収集事務所の連携による美化対策の推進 ・美化推進員による啓発・指導活動の推進
・地域と連携したきれいなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に合った自主的な美化活動の支援 ・不法投棄多発地域の夜間パトロール等による監視強化 ・集中的な啓発・指導等による集積場所改善の取組強化(再)

<し尿等処理 第2期推進計画>

1 第2期推進計画の考え方

下水道処理区域外や地形的な問題等で下水道に接続できない世帯・事業所等の汲み取り式トイレ・浄化槽等について、安定的なし尿の収集・処理、浄化槽等の汚泥の処理を行います。

また、東日本大震災を受け、地域防災拠点に下水直結式仮設トイレを整備するとともに、家庭でのトイレパックの備蓄等、災害時のし尿対策の啓発を推進します。

2 計画目標等

(1) 計画期間

本推進計画の期間は、平成26(2014)年度から平成29(2017)年度までとします。

(2) 処理量の推移

図3-1に示すとおり、これまでのし尿処理量の推移を見ると減少傾向にあります。

今後、常設の汲み取り式トイレは、下水道処理区域内では減少する一方、処理区域外では現状どおり推移する見込みです。また、工事現場等の仮設トイレは、景気動向等により変動すると考えられます。

一方、図3-2に示すとおり、浄化槽等(浄化槽・地下排水槽・ディスポーザ)の汚泥処理量についても減少傾向にあります。

今後、処理量の9割を占める浄化槽汚泥は、下水道処理区域拡大によって減少が見込まれますが、地下排水槽汚泥は横ばい、ディスポーザ排水処理システム汚泥は新築マンションへの採用により増加する見込みです。

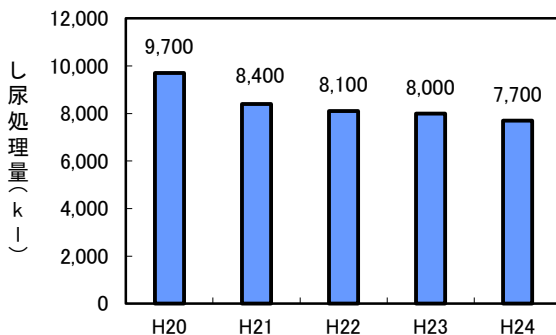


図3-1 し尿処理量の推移

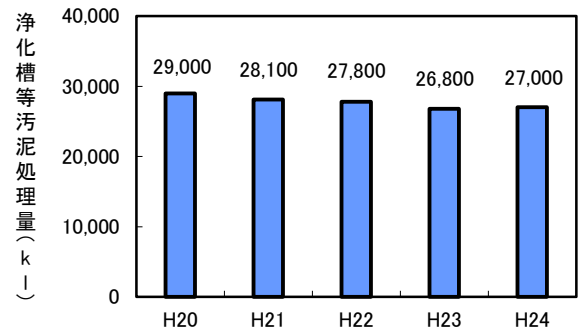


図3-2 浄化槽等汚泥処理量の推移

(3) 計画目標

し尿の収集・処理、浄化槽等の汚泥の処理、公衆トイレの維持管理を安定的かつ効率的に進めます。

また、東日本大震災を受け、市関係部局と連携して、災害時のし尿対策を推進します。

3 第2期推進計画で取り組む具体的施策

(1) し尿処理

引き続き、概ね月2回を前提とした収集を行うことにより、衛生的な処理を図ります。また、仮設トイレについては、利用者の申請に応じて迅速に収集を行います。

収集・運搬されたし尿・浄化槽等汚泥は磯子検認所で前処理し、下水処理施設に圧送します。磯子検認所の安定的稼働を図るため、必要に応じて延命化、更新を検討します。

なお、下水道処理区域内の汲み取り式トイレについては、適正な受益者負担のあり方を検討していきます。

(2) 浄化槽の維持管理

浄化槽の設置及び維持管理が適切に行われるよう、浄化槽設置者及び浄化槽管理者に対して必要な指導を行うほか、大型浄化槽の水質検査等を実施します。また、浄化槽清掃業許可業者による清掃の実施及び発生汚泥の適正な処理を図ります。

(3) 公衆トイレの維持管理

当局所管の公衆トイレについて、快適に利用できるよう適切な維持管理を行っていきます。また、設置や廃止についても引き続き検討を進めます。

(4) 災害時のし尿対策

地域防災拠点にはトイレパック 5,000 セット、仮設トイレ 2 基等を備蓄しています。引き続き、下水直結式仮設トイレの整備を進めます。

災害時には、地域防災拠点に設置された多数の仮設トイレから衛生的かつ迅速にし尿を収集し、水再生センター等へ運搬する必要があることから、災害時に適切な対応が行えるよう、必要な体制を整備していきます。

また、地域の防災訓練等に積極的に参加し、仮設トイレやトイレパックの使用方法、家庭でのトイレパックの備蓄など、災害時のし尿対策について市民に情報提供や普及啓発を行います。

3R行動の実践!! 3R夢なポイント（災害時編）

<ポイント⑧> 家庭でも災害時のトイレ対策をしよう!!

災害時には水洗トイレが使用できない場合もありますので、各家庭でもトイレパックを一人あたり 15 個（1日5個×3日分）程度、備蓄しておきましょう。



横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ^{スリム}3R夢プラン）第2期推進計画

平成26年4月発行

横浜市資源循環局資源政策課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-2503 FAX 045-641-1807

